委員会規則第3条第1項に基づく届出書

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事	 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	鹿児島県		執行機関名 さつま町長
3. 市区町村名	さつま町		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番 号	9–1		子どもの医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.satsuma-net.jp/gyose/mynumber/dokujiriyojimu.html		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	さつま町子ども医療費助成条例(平成17年さつま町条例第99号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		さつま町個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 さつま町子 ども医療費助成条例(平成17年さつま町条例第99号)による子どもの医療費の助成 に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	さつま町子ども医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て <u>児童</u> は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって <u>子どもの健康の保持増進</u> を図るために行う子どもに係る医療費(食事療養費に係る自己負担金を除く。)の助成について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		さつま町子ども医療費助成条例 さつま町子ども医療費助成条例施行規則(平成17年さつま町規則第64号)